

COMPLIANCE MANUAL

(法令遵守マニュアル)

高信化学 コンプライアンス委員会

I. 高信化学行動規範

II. 高信化学のコンプライアンス体制

1. コンプライアンスとは
2. コンプライアンスを実践するのは
3. コンプライアンス委員会とは
4. 相談窓口

III. 遵守事項

1. 社会に対して
 - (1) 社会への貢献
 - (2) 反社会的勢力との対決
 - (3) 環境への配慮
 - (4) 安全に対する配慮
 - (5) 法定措置書類の完備
2. お客様、取引先に対して
 - (1) 独占禁止法の遵守
 - (2) 守秘義務、不正競争防止法の遵守
 - (3) 誠実な態度
 - (4) 癒着の排除
 - (5) 過剰な贈答、接待の禁止
 - (6) 個人情報の保護
3. 株主に対して
 - (1) インサイダー取引規制の遵守
 - (2) 適切な情報開示
 - (3) 正確な記録
 - (4) 内部監査の重視

4. 従業員に対して

- (1) 公正、公平、誠実な対応
- (2) セクハラ、パワハラ of 禁止
- (3) 労働に関する法令の遵守
- (4) 利益相反行為の禁止

5. 会社財産に対して

- (1) 会社財産の尊重
- (2) 情報システムの適切な使用
- (3) 公正な届出
- (4) 情報管理

IV. 実効に向けての措置

- 1. 通報、是正
- 2. 罰則
- 3. 問合せ先

V. おわりに

I. 高信化学行動規範

1. 行動規範

高信化学が「選ばれる企業」となるため、すべての役員および従業員はコンプライアンスを尊重した業務を遂行してください。ここに掲げるコンプライアンス・マニュアルは、例外なくすべての従業員が守らなければならない基本原則です。私たちの目指すところは、公正かつ適切な経営を実現し、本事業に与えられた社会的責任を果たしていくことです。

私たちは会社創業精神を普遍とし、社会を豊かにすることを使命とします。

公明 オープンな経営

高信 高い信頼の確保

行動 とにかくやってみる

成長 会社は個人の成長の場

堅実 着実な一歩

2. 基本原則

- (1) 私たちは、本事業のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な業務運営を行っていきます。
- (2) 私たちは、法令の文言はもちろん、その精神まで遵守していきます。
- (3) 私たちは、自己責任原則を基本とし、フェアで透明なビジネスを行ないます。
- (4) 私たちは顧客の安全と満足を第一とし、誠実に製品サービスを適正な価格で提供していきます。
- (5) 私たちは、その他すべての関係者の人格を尊重し、社会経済の健全な発展に貢献します。
- (6) 私たちは、国際化時代にあつて、異なる文化的伝統や風習を尊重します。
- (7) 私たちは、利益と倫理が相反する場合、迷わず倫理を選択します。
- (8) 私たちは、反社会的勢力に対しては断固とした態度で臨みます。
- (9) 私たちは、未来世代に、より豊かで公正な社会を残すよう努力します。
- (10) 私たちは、難解な倫理問題に直面した時、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造していきます。

Ⅱ. 高信化学のコンプライアンス体制

1.コンプライアンスとは

会社運営には、ステークホルダーからの信頼に応えるため、法令および各種のルール、社会規範の遵守が不可欠です。コンプライアンスとは、単純に言葉を訳すと法令遵守ですが、単に法令を守りさえすればいいというものではありません。法令をとりまく倫理、道德などの社会規範、社内ルール、社内規程、ビジネスルールなどを含めて十分に理解し、それらに従った行動を積極的にとることがコンプライアンスとなります。

2.コンプライアンスを実践するのは

コンプライアンスは、役員および従業員の一人ひとりがコンプライアンスの意味をよく理解し、行動することで実践されます。これは就業時間中のみならず、就業時間外でも意識し、実践することが重要です。

3.コンプライアンス委員会とは

高信化学では、コンプライアンス体制の確立、定着を推進させるためコンプライアンス委員会を設置しました。委員は役員、各機能長および社長が必要と認めた者で構成しており、事務局は総務部が担当しています。

4.相談窓口

コンプライアンス上の判断で悩むときは、上長に相談してください。組織的または個人的な法令違反行為などに関する報告、相談がある場合にはコンプライアンス相談委員に相談してください。

Ⅲ. 遵守事項

ここでは、普段（就業時間外）から皆さんが遵守しなくてはならない事項を挙げています。この内容は、該当するすべてのコンプライアンス事項をカバーするものではありませんが、行動する際の基本的な考え方であると理解してください。

1. 社会に対して

会社は、ステークホルダーに対して法的、社会的、倫理的な責任を負っています。この責任を果たすことは、会社を運営する上で最低限のルールです。このような観点から、次のことを必ず守ってください。

(1) 社会への貢献

会社の発展は、社会の発展なくしてあり得ないことを強く認識し、一人ひとりが自らの社会貢献について考え行動してください。

(2) 反社会的勢力との対決

社会の秩序や会社の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした対応をし、違法行為や反社会的行為には一切関わってはいけません。名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与してはいけません。

(3) 環境への配慮

環境法令を遵守し、環境保護意識の向上を図り、環境に優しい事業活動に努めてください。

(4) 安全に対する配慮

安全の確保は会社の社会的責務であることを自覚し、製品、サービスの安全性確保など、事業活動のすべての過程において、安全を最優先に考え行動してください。消防法をはじめとする諸法令の遵守が大切です。

(5) 法定措置書類の完備

会社の取引や活動に関して、契約の締結も含め正しく記録し、関係する法令および社内規程に従い、適正に管理、保存してください。

2. お客様、取引先に対して

会社が経済的利益を上げることができるのは、お客様、取引先との関係があるからです。お客様、取引先とのフェアで透明なビジネスを行うことが、会社の信用を高め、相互の発展につながります。

(1) 独占禁止法の遵守

入札に対する談合や、卸先への再販売価格の拘束など、独占禁止法に違反する不公正な取引を行ってははいけません。

(2) 守秘義務、不正競争防止法の遵守

お客様などに関する営業秘密の不正取得など、不正な手段を用いて自らの営業上の利益を図り、お客様などの利益を害する行為を行ってははいけません。

(3) 誠実な態度

お客様から様々な質問、苦情を受ける場合があります。いかなる質問、苦情に対しても、無責任な対応をしてはいけません。

(4) 癒着の排除

いかなる行為であれ、お客様と会社、取引先と会社の立場の違いを、曖昧にするような要求、依頼に応じてはいけません。また縁故者や友人、その他何らかの利害関係のあるお客様や取引先と契約を結ぶ際には、直属の上長に報告しなければなりません。上長はその契約の重要性から、必要と判断したときはコンプライアンス委員会に報告し、必要な指示を受けなければなりません。

(5) 過剰な贈答、接客の禁止

常識の範囲を超えるような贈答や接待をすること、または受けることをしてはいけません。

(6) 個人情報の保護

高信化学では、業務上必要な範囲内で、かつ適法で公正な手段でのみ個人情報を取得しています。不正な手段で個人情報を取得してはいけません。また業務上知り得た従業員や取引先などの個人情報については、これを厳重に管理し、本来の使用目的以外に利用してはいけません。

3. 株主に対して

(1) インサイダー取引規制の遵守

高信化学に関する一般では知り得ない未公開の情報を知った場合、それらを利用しての売買や他人への助言をしてはいけません。これらは、各種関係法令に違反することを自覚してください。

(2) 適切な情報開示

IR、広報担当者は、関係する法令に従い、株主に対して、高信化学の財務内容や事業活動状況などの経営情報を、適時正確かつ適切に開示してください。

(3) 正確な記録

業務に関するあらゆる情報は正しく記録してください。特に会計帳簿、伝票の記載には、会計処理や税に関する法規制があるため、適正な経理処理を行った上で、定められた期間の保存と廃棄を行ってください。

(4) 内部監査の重視

高信化学では、中立的な観点から業務が適正に行われているかをチェックする内部監査システムを整備し機能させていきます。皆さんは内部監査に指摘を受けてから行動するのではなく、自らがコンプライアンスの意識を持って行動してください。

4. 従業員に対して

会社は、従業員の権利を守り、労働意欲を向上させるために、様々な法令を守られなければなりません。従業員満足度を向上させるためにも下記事項に注意して勤務してください。

(1) 公正・公平・誠実な対応

すべての従業員に関する尊厳と権利を尊重し、人種、性別、宗教、年齢、学歴など、事由の如何を問わず、不正な差別を一切行ってはいけません。さらに、ステークホルダーに対して、また従業員に相互間においても、常に公正で公平かつ誠実な態度をもって臨んでください。

(2) セクハラ・パワハラの禁止

他人に対して性的嫌がらせ、不快感を与える行為をしてはいけません。また自分の部下や目下の人に対して継続的に人格と尊厳を侵害する言動などを行い、従業員の働く環境を悪化させてはいけません。今日、会社内でのセクハラ、パワハラは社会問題になっており、あくまでも相手の感覚に基づいて判断されますので、今一度自分の行動を見直してください。

(3) 労働に関する法令の遵守

労働に関する法令を遵守し、勤務日や勤務時間などの労働条件について適切な管理を行い、強制労働、過重労働などの強要を行ってはいけません。また快適な職場環境の形成を促進し、従業員の安全衛生と心身の健康増進を図ってください。

(4) 利益相反行為の禁止

職務上の地位、権限を利用して、または職務上知り得た情報をもとに、自分や自分に関係する人に不正な利益をもたらしてはいけません。また会社の許可なしに、会社の事業活動と利害関係のある活動に関わってはいけません。

5. 会社財産に対して

会社の財産は、特定個人のものではありません。会社運営するために必要な会社の財産です。よって私的な利用は許されず、適正に使用することが法令で義務づけられています。

(1) 会社財産の尊重

会社財産を大事にしなければなりません。すべての会社財産は仕事を行う上で、私たちに貸与あるいは提供されているものです。従って、会社の備品や消耗品を持ち帰るなど、会社財産を私的に利用してはいけません。

(2) 情報システムの適切な使用

会社のコンピュータ・システムは、社内規程に従い、会社が認める業務にのみ使用してください。また許可なくコンピュータ・システムへの不正侵入、データの損壊、改ざん、改変、ソフトウェアの無断使用などの不正行為を行ってはいけません。

(3) 公正な届出

交際費や出張旅費、労働時間、有給休暇などに関して不正な届出をしてはいけません。なお会社からの精算金支払額などについて不明な点があった場合、直属の上長や関連部署に問い合わせてください。

(4) 情報管理

業務上知り得た情報も会社の立派な財産です。職務上知り得たお客様の情報や高信化学の開示していない情報などを漏らしてはいけません。また、会社の情報開示は広報関連部署を通し正式に開示します。報道機関などからインタビューを求められたとき、各自の判断で回答しないでください。個人的な意見を述べてしまうと、それが会社の意見であるかのように受け取られてしまいます。

IV. 実効に向けての措置

1. 通報、是正

高信化学ではコンプライアンス相談窓口を設けています。

この相談窓口では、従業員からの組織的または個人的な法令違反行為などに関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為の早期発見と是正を図る目的で作られました。従業員の皆さんがそのような場面に遭遇した場合、この相談窓口を利用してください。

2. 罰則

高信化学では、コンプライアンスマニュアルに違反した者については、就業規則に基づき罰することがあります。さらに法令に違反する場合は刑法などに基づく罰則を受けることもあります。

3. 問合せ先

このコンプライアンスマニュアルについて、質問、相談がある方はコンプライアンス委員会事務局（総務部）までご連絡ください。

V. おわりに（コンプライアンス委員会より）

コンプライアンス体制はコンプライアンス委員会で構築しましたが、この体制が維持、運営されるには、役員および従業員一人ひとりが実践することが前提になります。ですから、自分には関係ないとは絶対思わないでください。コンプライアンスの意識を持って業務を遂行することは、役員および従業員の義務です。

コンプライアンスマニュアル
編集発行

高信化学株式会社 コンプライアンス委員会
〒370-0072 群馬県高崎市大八木町 801
2014年12月22日 第一刷発行